



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (8) (給与室) 6
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (9) (〃) 12
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (10) (〃) 16
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (11) (業務効率化室) 18
	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例 (12) (〃) 19
	鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例 (13) (財源確保室) 23
	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例 (14) (自治研修所) 24

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正並びに人事委員会の「人事管理に関する報告」を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合の引上げを行うとともに、時間外勤務代休時間に係る制度を新設する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げる。

イ 義務教育等教員特別手当の上限額を月額11,700円（現行 月額15,900円）に引き下げる。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設する。

(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

(4) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給される職員の範囲、支給対象となる業務、支給額について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 防疫等業務手当の支給対象となる業務及び支給額を次のとおり改める。

ア 防疫等業務手当の支給対象となる業務として、新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護等の業務に準ずると人事委員会が認める業務を加える。（支給額 日額300円）

イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務に係る防疫等業務手当の支給額を、日額1,200円（現行 日額600円）に引き上げる。

(2) 海上危険業務手当の支給対象となる業務は、沿岸3マイル以遠の海域において従事したものに限り、こととする。

(3) 家畜保健衛生業務手当の支給対象となる業務及び支給額を次のとおり改める。

ア 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したときに支給する家畜保健衛生業務手当の額を、日額1,200円（現行 日額600円）に引き上げる。

イ 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が、牛又は豚に対するワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したときに家畜保健衛生業務手当を支給することとする。（支給額 日額300円）

ウ 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したときに家畜保健衛生業務手当を支給することとする。（支給額 日額1,200円）

(4) 教員特殊業務手当の支給される職員の範囲及び支給額を次のとおり改める。

ア 特別支援学校に勤務し行う児童又は生徒への直接指導の業務に係る教員特殊業務手当について、支給対象となる職員を、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（現行 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教

諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員)とする。

イ アの業務及び小学校若しくは中学校の特別支援学級を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導の業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の額を、月額5,500円(現行 月額11,000円)とする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の給与に関する有識者会議の意見を踏まえ、給与の額が月額で定められている知事等特別職の職員が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、給与を支給しないことができることとするともに、一部の特別職の職員の報酬を月額から日額に改める。

2 条例の概要

(1) 給与の額が月額で定められている知事等特別職の職員が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができることとする。

(2) 選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬を次のとおり日額(現行 月額)に改めるとともに、男女共同参画推進員の報酬を次のとおり改める。

区 分		報酬の額	
		現行	改正後
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 144,000円	日額 26,000円
	委員	月額 114,000円	日額 22,000円
収用委員会の委員	会長	月額 99,000円	日額 26,000円
	委員	月額 81,000円	日額 22,000円
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 44,000円	日額 17,000円
	委員	月額 37,000円	日額 15,000円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 31,000円	日額 17,000円
	委員	月額 28,000円	日額 15,000円
鳥取県男女共同参画推進員		日額 18,000円	日額 15,000円

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,977人	2,996人
一般会計支弁に係る職員	2,967人	2,986人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,344人	2,398人
県立学校の職員	2,077人	2,124人
県立学校の職員以外の職員	267人	274人

監査委員の事務局の職員	17人	18人
企業局の職員	63人	66人
県費負担教職員	4,124人	4,172人

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県政全般の統轄・推進機能の強化を図るため、知事の直近下位の内部組織として統轄監を設置する。
- (2) (1)に伴い、総務部及び企画部の所掌事務を見直す。
- (3) 商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。

2 条例の概要

- (1) 知事の直近下位の内部組織として、統轄監を設置する。
- (2) 統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
 - イ 行政運営の総合調整に関する事項（現行 総務部の所掌事務）
 - ウ 広報に関する事項（現行 企画部の所掌事務）
- (3) (2)に伴い、総務部及び企画部の所掌事務について所要の規定の整備を行う。
- (4) 商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
 - イ 鳥取県行政組織条例の規定を引用する次の条例について所要の規定の整備を行う。
 - (ア) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
 - (イ) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
 - (ウ) 鳥取県個人情報保護条例
 - (エ) 鳥取県情報公開条例
 - (オ) 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例
 - (カ) 鳥取県非営利公益活動促進条例
 - (キ) 鳥取県企業立地等事業助成条例
 - (ク) 鳥取県採石条例
 - (ケ) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例
 - (コ) 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例
 - (サ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県有財産の評価に係る業務の効率化を図るため、財産評価審議会に対する知事の諮問事項を見直す。

2 条例の概要

- (1) 知事の諮問事項は、次のとおりとする。
 - ア 一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換
 - イ 一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項

(現行)

- ア 一件見積価格1,500万円以上の土地及び建物の購入
- イ 一件見積価格600万円以上の土地及び建物の売払い及び交換
- ウ 一件5,000平方メートル以上の土地及び一件延べ面積2,500平方メートル以上の建物の購入
- エ 一件2,500平方メートル以上の土地及び一件延べ面積1,300平方メートル以上の建物の売払い及び交換
- オ アからエまでに掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県自治研修所を鳥取県職員人材開発センターに改称することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定中「鳥取県自治研修所」を「鳥取県職員人材開発センター」に改める等、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間</u>、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p>

第13条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定により週休日とされた日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（前項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2

第13条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

（義務教育等教員特別手当）

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万1,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
略	
4級	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務
略	

（義務教育等教員特別手当）

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万5,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
略	
4級	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務
略	

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当

該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第10条の2 <u>任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給</p>

<p>与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p><u>第8条の2 市町村教育委員会は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割</p>

<p>り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日</u>を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>休日</u>を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例（<u>昭和26年2月鳥取県条例第3号</u>）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、<u>第10条の2</u>、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（第1号任期付研究員の裁量による勤務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（防疫等業務手当）</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1）職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、第3項及び第9項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p><u>（2）職員が感染症予防法第6条第7項に定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</u></p> <p>（3）職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病及び同法第4条第1項に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う次に掲げる業務に従事したとき。</p>	<p>（防疫等業務手当）</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1）職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、第3項、<u>第7項</u>及び第9項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p>（2）職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病及び同法第4条第1項に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う次に掲げる業務に従事したとき。</p>

- ア 略
- イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務
- ウ 患畜等の殺処分若しくはこれに伴う解体検査業務又はこれらの補助業務

(4) 保健所に勤務する保健師(第1号又は第2号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が次に掲げる業務に従事したとき。

ア~エ 略

(5) 衛生環境研究所に勤務する職員(第1号又は第2号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号、第3号ア、第4号及び第5号の業務 300円

(2) 前項第3号イ及びウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務

(海上危険業務手当)

第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、次に掲げる業務(以下「海上危険業務」という。)に従事したときに支給する。

(1)~(3) 略

2 略

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- ア 略
- イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務
- ウ 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

(3) 保健所に勤務する保健師(第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が次に掲げる業務に従事したとき。

ア~エ 略

(4) 衛生環境研究所に勤務する職員(第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号ア、第3号及び第4号の業務 300円

(2) 前項第2号イの業務 600円

(3) 前項第2号ウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号イの業務	第2号アの業務
第2号ウの業務	第2号アの業務 第2号イの業務

(海上危険業務手当)

第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において次に掲げる業務(以下「海上危険業務」という。)に従事したときに支給する。

(1)~(3) 略

2 略

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務(次号及び第3号に掲げる業務を除く。)

(2) 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務(イ及びウに掲げる業務を除く。)

イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務

ウ 患畜等の殺処分若しくはこれに伴う解体検査業務又はこれらの補助業務

(2) 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が牛又は豚に対して行うワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したとき。

(3) 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号ア及び第2号の業務 300円

(2) 前項第1号イ及びウ並びに第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第1号イの業務	第1号アの業務
第1号ウの業務	第1号アの業務 第1号イの業務
第3号の業務	第2号の業務

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員(給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)~(6) 略

(7) 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導

(3) 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 300円

(2) 前項第2号の業務 600円

(3) 前項第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号の業務	第1号の業務
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員(給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)~(6) 略

(7) 特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導

(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略

(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき5,500円

3 略

(併給禁止)

第26条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
略	
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
有害物等取扱手当	防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで及び第5号の業務に係るものに限る。）
略	

(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略

(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき11,000円

3 略

(併給禁止)

第26条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
略	
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
有害物等取扱手当	防疫等業務手当（第4条第1項第1号、第2号及び第4号の業務に係るものに限る。）
略	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後		改正前																																																			
（給与の支給） 第6条 略 2 <u>日額</u> で定められている知事等の報酬は、勤務1日につきその都度支給する。 3 <u>給与の額が月額</u> で定められている知事等が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができる。 4 第2条第5項、第3条第2項及び前3項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。		（給与の支給） 第6条 略 2 第2条第5項、第3条第2項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。																																																			
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 委員長の委員</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収用委員会 会長の委員</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会 会長の委員</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会 会長の委員</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>日額 15,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		選挙管理委員会 委員長の委員	日額 26,000円	委員の委員	日額 22,000円	略		収用委員会 会長の委員	日額 26,000円	委員の委員	日額 22,000円	海区漁業調整委員会 会長の委員	日額 17,000円	委員の委員	日額 15,000円	内水面漁場管理委員会 会長の委員	日額 17,000円	委員の委員	日額 15,000円	略		専門委員	日額 15,000円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 委員長の委員</td> <td>月額 144,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>月額 114,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収用委員会 会長の委員</td> <td>月額 99,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>月額 81,000円</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会 会長の委員</td> <td>月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>月額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会 会長の委員</td> <td>月額 31,000円</td> </tr> <tr> <td>委員の委員</td> <td>月額 28,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td>1日につき 15,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		選挙管理委員会 委員長の委員	月額 144,000円	委員の委員	月額 114,000円	略		収用委員会 会長の委員	月額 99,000円	委員の委員	月額 81,000円	海区漁業調整委員会 会長の委員	月額 44,000円	委員の委員	月額 37,000円	内水面漁場管理委員会 会長の委員	月額 31,000円	委員の委員	月額 28,000円	略		専門委員	1日につき 15,000円以内
区分	報酬又は給料の額																																																				
略																																																					
選挙管理委員会 委員長の委員	日額 26,000円																																																				
委員の委員	日額 22,000円																																																				
略																																																					
収用委員会 会長の委員	日額 26,000円																																																				
委員の委員	日額 22,000円																																																				
海区漁業調整委員会 会長の委員	日額 17,000円																																																				
委員の委員	日額 15,000円																																																				
内水面漁場管理委員会 会長の委員	日額 17,000円																																																				
委員の委員	日額 15,000円																																																				
略																																																					
専門委員	日額 15,000円以内																																																				
区分	報酬又は給料の額																																																				
略																																																					
選挙管理委員会 委員長の委員	月額 144,000円																																																				
委員の委員	月額 114,000円																																																				
略																																																					
収用委員会 会長の委員	月額 99,000円																																																				
委員の委員	月額 81,000円																																																				
海区漁業調整委員会 会長の委員	月額 44,000円																																																				
委員の委員	月額 37,000円																																																				
内水面漁場管理委員会 会長の委員	月額 31,000円																																																				
委員の委員	月額 28,000円																																																				
略																																																					
専門委員	1日につき 15,000円以内																																																				

附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員	日額 10,200円以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員	1日につき 10,200円以内
鳥取県男女共同参画推進員	日額 15,000円	鳥取県男女共同参画推進員	1日につき 18,000円
略		略	

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員 <u>2,977人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,967人</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,344人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,077人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>267人</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）監査委員の事務局の職員 <u>17人</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>（8）企業局の職員 <u>63人</u></p> <p>（9）略</p> <p>（10）県費負担教職員 <u>4,124人</u></p> <p>2 略</p>	<p>（定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員 <u>2,996人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,986人</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,398人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,124人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>274人</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）監査委員の事務局の職員 <u>18人</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>（8）企業局の職員 <u>66人</u></p> <p>（9）略</p> <p>（10）県費負担教職員 <u>4,172人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>統轄監</u></p> <p>防災局</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>行政監察監</p> <p>（<u>統轄監の所掌事務</u>）</p> <p>第3条 <u>統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項</u></p> <p>（2）<u>行政運営の総合調整に関する事項</u></p> <p>（3）<u>広報に関する事項</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p>防災局</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>行政監察監</p>

<p>(防災局の所掌事務) 第4条 略</p>	<p>(防災局の所掌事務) 第3条 略</p>
<p>(総務部の所掌事務) 第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略</p>	<p>(総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>行政運営の総合調整に関する事項</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略</p>
<p>(企画部の所掌事務) 第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>主要施策に係る課題の調査検討に関する事項</u></p> <p>(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略</p>	<p>(企画部の所掌事務) 第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>重要施策の総合的な企画及び調整に関する事項</u> (2) <u>広報に関する事項</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略</p>
<p>(文化観光局の所掌事務) 第7条 略</p>	<p>(文化観光局の所掌事務) 第6条 略</p>
<p>(福祉保健部の所掌事務) 第8条 略</p>	<p>(福祉保健部の所掌事務) 第7条 略</p>
<p>(生活環境部の所掌事務) 第9条 略</p>	<p>(生活環境部の所掌事務) 第8条 略</p>
<p>(商工労働部の所掌事務) 第10条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>環境産業の振興に関する事項</u></p>	<p>(商工労働部の所掌事務) 第9条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>

<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第12条 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第13条 略</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部局長等は、<u>統轄監にあつては統轄監、部にあつては部長、局(防災局を除く。)</u>にあつては局長、<u>防災局にあつては防災監、行政監察監にあつては行政監察監とする。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p>第10条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第12条 略</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 部局長等は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。<u>ただし、防災局にあつては防災監とする。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第14条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項」を「鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項」に改める。

- (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)
- (2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)
- (3) 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)
- (4) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)
- (5) 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例(平成13年鳥取県条例第7号)
- (6) 鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年鳥取県条例第50号)
- (7) 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)
- (8) 鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)
- (9) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)
- (10) 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(平成17年鳥取県条例第66号)

- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。</p> <p><u>（1） 一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換</u></p> <p><u>（2） 一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換</u></p> <p><u>（3） 前2号に掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項</u></p> <p>2 略</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。</p> <p><u>（1） 一件見積価格1,500万円以上の土地及び建物の購入</u></p> <p><u>（2） 一件見積価格600万円以上の土地及び建物の売払い及び交換</u></p> <p><u>（3） 一件5,000平方メートル以上の土地及び一件延べ面積2,500平方メートル以上の建物の購入</u></p> <p><u>（4） 一件2,500平方メートル以上の土地及び一件延べ面積1,300平方メートル以上の建物の売払い及び交換</u></p> <p><u>（5） 前各号に掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県職員人材開発センター</u>運営審議会設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>鳥取県職員人材開発センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県職員人材開発センター</u>運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>センター</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県自治研修所運営審議会設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>鳥取県自治研修所</u>（以下「<u>研修所</u>」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県自治研修所</u>運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>研修所</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。